

所管部課		行政管理部 市民課		部長		矢吹 勇一				
件 名		東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則の一部を改正する規則について				区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則									
	部課機関									
1. 要 旨 (1) 改正理由 規則で引用している電気通信事業法の一部改正があったことから、整合を図るため、規則の一部を改正するものである。 (2) 主な改正内容 ① 引用条項を以下のとおり改める。 第2条第4号中 (法) 第12条の2第4項第2号ロ → 第12条の2第4項第3号ロ (3) 施行日 公布の日から施行する。										
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 総務課による事前審査済み										
3. 留意事項 (問題点等)										
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。										
5. 審議結果 決定										